

【カンタン解説シリーズ】

「平成 19 年度税制改正」カンタン解説

平成 19 年度の税制改正大綱が発表されました。

昨年は、「抜本的な税制改革の第 1 歩の年」ということで、その準備の年ということでしたが、今年もまたその準備の延長か... というような内容です。ほとんど抜本的な改革は、盛り込まれておらず、来年に先送りされています。

大綱の前文の最後に、「・・・来年秋以降、早期に、本格的かつ具体的な議論を行ない、平成 19 年度を目途に、・・・中略・・・消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでいく。」と締めています。

本格的、具体的な議論は、今回も行なわれなかったんだ... とガッカリすると共に、本当に来年はやってくれるのか、と心配になってきます。来年秋以降と言わず、なぜもっと早くからやらないのか、疑問です。もちろん、経済財政諮問会議や政府税調の議論などがあるので、それを待ってから、ということなのでしょうが、どうも選挙（参院選）がらみの思惑などに影響され過ぎている、と思わざるを得ません。

歳出と税収のバランスが極端に崩れ、国や地方の借金が 1,000 兆円もある現在においては、まずは歳出削減を徹底することが急務だと思います。それも進めながら税制はどうあるべきなのか、その全体像がわからないことには、国民の納得のいく税制はできないのでは、と思っています。是非、来年度こそ、まともな取り組みをお願いしたいところです。

今回の税制改正の目玉は、減価償却制度を国際的な観点から見直した、ということでしょうか。諸外国が 100%償却できるのに対し、日本では 95%までしか償却できませんでしたので、これを 100%までに改正しています。ただし、諸外国より長いといわれている耐用年数の短縮は、一部（3種類）のみにとどまり、見直しは来年度に持ち越されています。この目玉の減価償却の改正でも、4,000 億円程度の減税ですので、やはり今年是小粒な改正と言わざるを得ません。

その他、嬉しいのは、資本金 1 億円以下の法人の「留保金課税」がなくなった、ということです。この留保金課税については、課税の根拠が納得できるものではありませんでしたので、中小企業だけでもなくて来て良かったと思います。これにより、資本金 1 億円を境に、税金面ではかなり有利不利が出てきますね（交際費や外形標準、軽減税率など）。その他、昨年導入された特殊支配同族会社の、役員給与の一部が損金に算入されない制度なども、適用除外の範囲が広がりました。具体的なことは次ページ以降、カンタンに解説しましたので、是非ご参照ください。

1. 減価償却制度

国際競争力・経済成長力を強化するため、減価償却制度が抜本的に見直されます。

(1) 残存価額の廃止

平成 19 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産については、**残存価額が廃止されます。**残存価額とは、取得価額の 10% となっており、10% を残して 90% を償却するという考えで、減価償却費を計算していました。それがなくなり、100% 償却を前提に減価償却費を計算することになります。

(2) 償却可能限度額の廃止

平成 19 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産については、**税務上設けられていた償却可能限度額も廃止され、備忘価額（1 円）まで償却が可能となります。**

償却可能限度額とは、税務上は、95% まで償却できる、ということです。これが廃止されて 100% まで償却できるのですが、各資産 1 円だけは残しておくということです。これは、1 円簿価があることで「この資産はまだあるよ。」という備忘のために残しておくものです。

<具体的な減価償却費の計算>

●定額法 取得価額 × 1 / 耐用年数

●定率法 帳簿価額 × (定額法の償却率 × 2.5)

⇒ 一定年数経過後、定額法へ切り替えて 1 円まで償却できる

※定率法の償却率は、定額法の償却率に 2.5 を乗じて計算します。

(例) 耐用年数 5 年 定額法の償却率 = $1 / 5 = 0.200$

定率法の償却率 = $0.200 \times 2.5 = 0.500$

この 0.500 を、期首の帳簿価額に乗じて償却費を計算します。

※定率法の場合、一定年数（今後定められる）を経過すると、定額法に切り替

えて償却します。これは、定率法の場合は年数が立てば立つほど償却費が少なくなり、なかなか償却が終わらないからだと思えます。

★平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額（95%）まで償却した上で、翌事業年度以後 5 年間で、均等償却ができることとなります。

(3) 法定耐用年数の見直し

次の3設備について、法定耐用年数が短縮されます。

- ① フラットパネルディスプレイ製造設備 5年（現行10年）
- ② フラットパネル用フィルム材料製造設備 5年（現行10年）
フラットパネルとは、薄型テレビ等の製造に使用されるものです。
- ③ 半導体用フォトリソ製造設備 5年（現行10年）

※他の資産については、使用実態等の調査・分析、資産区分や耐用年数の見直しを今後行ない、来年度税制改正において改正される見込みです。

※固定資産税の償却資産については、上記の償却方法の改正にかかわらず、現行の評価方法が維持されることになります。

2. 中小企業・ベンチャー支援

(1) 留保金課税制度について

留保金課税制度について、適用対象から**資本金の額が1億円以下**である会社を除外することとなりました。

留保金課税制度とは、税引き後利益の一定額以上を社内に留保した場合に、その留保金に対して、通常の法人税とは別途に課される税金です。

同族会社のうち、1グループ（親族）で50%超の資本を保有する会社に課される税金です。配当をしないで内部留保をする会社と配当する会社の、税負担の不公平を解消するための税金ということなのですが、どうも納得できるものではありません。とりあえず資本金1億円以下の会社が除外されましたが、今後すべてを廃止して欲しいものです。

なお、開始時期については、まだ明示されていないため、今後の動きに注目です。

(2) 役員給与の損金不算入制度

昨年度の税制改正で創設された「**特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度**」について、**適用除外となる基準所得金額が1,600万円**（現行800万円）に引き上げられます。

この制度は、皆様既にかなりの方がご存知かと思いますが、次のような会社の場

合に、業務主宰役員（社長）の役員給与のうち、給与所得控除額に相当する金額が損金に算入されない、という制度です。

★同族会社のうち、業務主宰役員（社長）とその同族関係者が、

- ① 90%以上の株式を所有していて、かつ、
- ② 常勤役員の過半数を占める場合

昨年（今も）は、上記の対象からはずれるための対策について、頭を悩ませた経営者の方も多いかと思います。

今回の改正は、上記の規定の適用除外になる範囲が広がる改正です。

今までの適用除外は次のとおりです。

●役員給与の損金不算入制度「適用除外措置」

- ① 所得（法人所得＋業務主宰役員の給与額）が、800万円以下である場合
 - ② ①の所得が、800万円超3000万円以下の場合で、その所得に占める業務主宰役員の給与額が、50%以下である場合
- ただし、上記所得は、直前3期間の平均額による。

ということでした。今回①の800万円が、1,600万円に改正になったのです。すなわち、法人の所得と社長の役員報酬を合計して、1,600万円以下であれば、損金不算入制度の適用はない、ということです。

これで助かる会社は、結構あるのではないのでしょうか...？

なお、この改正は平成19年4月1日以後に開始する事業年度について適用されるため、平成18年4月1日以後に開始した事業年度については、従前の800万円基準で対応する必要がありますので、ご注意を。

（3）定期同額給与の改正

①定期同額給与の概要

昨年の税制改正において、月次の役員給与は、定期同額給与と呼ばれるようになりました。その上で、定期同額給与は、原則として事業年度開始後3ヵ月以内に改定する以外には、改定できない（改定した場合には、改定増加額は損金不算入となる）こととされました。

②事業年度の途中で改定しても良い場合（今回の改正）

ただし、事業年度の途中で改定しても定期同額給与として認められる場合として次のケースがあります。

- ・業績悪化に伴ない、著しく経営状況が悪化した場合に、役員給与を減額した場合は、減額前後とも定期同額給与として認められる。
- ・特定の役員の不祥事等により、一定期間のみ役員給与を減額し、その期間経過後は、元の給与に戻す場合には、定期同額給与として認められる。（国税庁 Q & A）
- ・合併や会社分割に伴ない役員給与の変動があっても、その役員の給与総額が何ら変更されていない場合は、定期同額給与として認められる。（国税庁 Q & A）

●常務から専務への昇格など、職制上の地位の変更等により、改定がされた役員給与についても、定期同額給与として取り扱う。（国税庁 Q & A 及び H19 年税制改正）

（４）事前確定届出給与の改正

①事前確定届出給与の概要

昨年の税制改正により、事前に確定して税務署に届け出ることにより、役員にも不定期の給与（賞与）を支給し、損金に算入することができる制度が創設されています。

②今年度の改正内容

上記の制度を適用するには、役員の職務執行開始の日と会計期間開始後 3 ヶ月を経過する日までの、いずれか早い日までに税務署に届ける必要がありました。

職務執行開始の日とは、定時株主総会開催日とされているため、その日が届出の期限となってしまうこととなります。実務上これでは、届出をすることが困難ということもあり、今回の改正により、**株主総会等の日から 1 ヶ月を経過する日まで**とされました。（会計期間開始後 4 ヶ月を限度）

また、同族会社以外の法人が、毎月でなく年に 1 回払い、2 回払いなどで役員に報酬を払っている場合は、届出は不要とされました。同族会社が、非常勤役員などに、年 1 回払い、2 回払いで支払う時は、届出が必要になります。

（５）エンジェル税制

エンジェル税制とは、対象となる特定の中小会社が発行した株式を売却した場合、その譲渡所得を 2 分の 1 減される特例で、適用期限が **2 年延長** され、平成 2 1 年 3

月 3 1 日まで適用されます。また、対象となる特定中小会社の要件が緩和・拡充されます。

研究開発型のベンチャー企業を、エンジェル（裕福な投資家）が応援する制度ですが、詳細は、当事務所までお問い合わせください。

（ 6 ） 取引相場のない種類株式の相続税等の評価方法の明確化

昨年の会社法施行により、様々な種類株式の発行が容易となりました。今回の税制改正では、中小企業の事業承継で活用が期待される次の 3 つの種類株式について相続税等の評価方法が明確化されます。

① 配当優先の無議決権株式

議決権はない代わりに、配当が優先される株式です。事業を承継する相続人には普通株式を、そうでない相続人にはこの株式を交付すると、相続対策上有効であると言われております。

<評価方法>

●普通株式と同様に評価することが原則です。

また、納税者の選択により、普通株式の評価額から 5 % 評価減することができます。ただし、この場合は、評価減した金額は議決権株式の方に上乗せされることとなります。相続人全体の評価額は変わらない、ということです。

② 社債類似株式

一定期間後に償還される、社債に類似した株式です。

<評価方法>

●社債に準じた評価、すなわち発行価額と配当に基づいて評価されます。評価は普通株式よりも低くなるものと思われしますので、一定の条件を満たした株式である場合に限られます。

③ 拒否権付株式

いわゆる黄金株といわれ、敵対的買収などに効果を発揮する株式です。特定の議案について、拒否権付株式の株主総会の決議が必要となる、と定められる株式です。

<評価方法>

●この株式の評価については、普通株式と同様になります。

(7)取引相場のない株式等にかかる相続時精算課税制度の特例の創設 (平成 19 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの贈与)

①相続時精算課税制度

相続時精算課税制度とは、65歳以上の親から20歳以上の子へ生前贈与する場合に、2,500万円までは贈与時において課税せず、相続時において精算して相続税を課税する制度です。また、住宅資金の贈与の場合は、親の年齢制限はなく、3,500万円まで贈与税がかからずに、資金を贈与することができます。なお、2,500万円または3,500万円を超える場合は、その超える金額に20%の贈与税が課税された上、相続時に精算されることとなります。

②今回の改正—事業承継の場合の未上場株式の贈与（2年間限定！）

今回の改正では、未上場会社の株式を親から子へ生前贈与する場合に、**60歳以上**の親からの贈与も対象とすることとし、**非課税枠も3,000万円**に引き上げられます。この場合、対象となる未上場株式について次の要件が設けられています。

<適用要件>

1. 発行済み株式の総額（相続税評価額ベース）が、20億円未満であること。
2. 次の2つの要件を、この特例選択の4年後において満たしていること。
 - 株の贈与を受けた子が、当会社の発行済株式総数の50%超を所有し、かつ、議決権の50%超を有していること。
 - 株の贈与を受けた子が、当会社の代表者として、当会社の経営に従事していること。

※この2年間で、株式を後継者に移動するチャンスです。是非、評価等も勘案の上、上記制度の適用を検討してみてくださいはいかがでしょうか？

3. 金融・証券・信託税制

(1) 上場株式等の配当等及び譲渡所得等にかかる軽減税率

上場株式等の配当等及び、上場株式等にかかる譲渡所得等に係る軽減税率 10% (所得税 7%、住民税 3%) の特例の適用期限を、**1 年延長した後、廃止**されることになりました。その後は、非上場会社と同様に 20% となります。

<期限>

- ・ 配当等の税率の特例期限 平成 21 年 3 月 31 日
- ・ 譲渡所得等の税率の特例期限 平成 20 年 12 月 31 日

(2) 信託税制

信託法の改正により、新たな類型の信託への対応を図るほか、信託にかかる税務上の取り扱いを明確化する方向の改正となります。

原則として、現状のパススルー課税（受益者課税）を維持した上で、租税回避が見込まれるなど一定の場合には、受託者に対して課税することになります。

また、信託により生じた損失についても、一定の制限措置が設けられ、信託損失を利用した商品・スキームに対しても制限が図られています。

4. 住宅・土地税制

(1) 住宅ローン控除 特例の創設

住宅の取得をし、平成 19 年又は平成 20 年に居住の用に供した場合に、住宅ローン控除の特例が創設されました。従来の住宅ローン控除制度との選択が可能です。控除期間、控除率等については、次の通りです。

居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高	適用年・控除率
平成 19 年	15 年間	2500 万円以下	・ 1～10 年目まで 0.6% ・ 11～15 年目まで 0.4%
平成 20 年	同上	2000 万円以下	同上

昨年度の税制改正により、所得税の税率が下がり、その分住民税の負担が増加することとされています。これにより、所得税のみの特例制度であった住宅ローン控

除については、控除できる所得税が減少してしまうため、納税者に不利となること
が見込まれます。

そこで「控除期間が長く控除率が低い」特例制度を創設することにより、納税者
の負担を緩和することが、この制度の創設の趣旨です。

ちなみに、従来の住宅ローン控除は、次のようになっております。

居住年	控除期間	住宅借入金等 の年末残高	適用年・控除率
平成 19 年	10 年間	2500 万円以下	・ 1～6 年目まで 1.0% ・ 7～10 年目まで 0.5%
平成 20 年	同上	2000 万円以下	同上

新たな特例よりも、期間が短く、控除率が高くなっています。借入金の年末残高
限度額は変わりません。

特例との選択適用ですが、納税者の所得税の額がいくらか、などによってどちら
が有利なのか決まってくると思います。この 2 年間に住宅購入を予定している方は、
どちらが得なのかシミュレーションしてみる必要がありますね。

<注意！>

なお、既に住宅ローン控除を受けている方は、平成 19 年から所得税の税率が下
がることにより、今までよりもローン控除できる額が少なくなる可能性が
あります。その場合には、住民税の方からも控除することができますが、それには
本人の申請が必要になってきます。この手続きは、平成 20 年 3 月の確
定申告時に行ないますので、是非、忘れずにやって欲しいと思います。

不明な方は、当事務所までお問い合わせください。

(2) バリアフリー改修促進税制の創設

50 歳以上の方、要介護・要支援認定者の方、障害者の方、それらの方の同居者
の方等が、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に、住
宅ローンを組んで、一定のバリアフリー改修工事 (A) を行なった場合には、住宅
ローン年末残高の一定割合 (B) が、所得税から控除される制度が創設されました。

(A)：一定のバリアフリー改修工事とは次の工事で、その工事費用が30万円を超える次のものをいいます

- ①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室改良 ④便所改良 ⑤手すりの設置
⑥屋内の段差の解消 ⑦引き戸への取替え工事 ⑧床表面の滑り止め化

(B)：一定割合とは次のとおりです

居住の用に供する 時期	控除期間	住宅借入金等 の年末残高	控 除 率
平成19年4月～ 平成20年12月	5年間	1,000万円 以下の部分	・バリアフリー改修工事費 相当部分 … 2% ・バリアフリー改修工事費 以外の部分 … 1%

従来の「増改築による住宅ローン控除」の増改築の範囲に、上記のバリアフリー改修工事が含まれるため、上記の制度で特例を受けるのか、増改築による住宅ローン控除の特例を受けるのかの選択になります。

いずれにしても、**バリアフリーの工事を、ローンを組んでやると、何らかの控除を受けられる**と、頭の片隅に入れておいてください。

(3) バリアフリー改修工事による固定資産税の軽減

上記(2)のバリアフリー改修工事を行なった場合には、改修工事が完了した年の翌年分に限り、当該住宅にかかる固定資産税の税額が、3分の1減額されます。

なお、この減額は、1戸当たり100㎡相当分までに限ることとされています。

(4) 特定居住用財産の買換え・交換特例

(平成19年4月以降の譲渡に適用)

一定の居住用不動産を買換え(交換)した場合、売却時に課税されず、将来に税金を繰延べすることができる特例制度について、買換え資産である家屋の**床面積上限(現行280㎡)**が撤廃されたうえで、適用期限が**3年延長**されることになりました。

(5) 相続等により取得した居住用財産を買換えた場合等

相続等によって取得した居住用の不動産の買換え（交換）をした場合にも、売却時に課税されず、将来に税金を繰延べできる特例制度がありましたが、こちらについては、平成 19 年 4 月以後の譲渡については廃止されることになりました。

(6) 居住用財産の売却による損失の繰越控除等

居住用不動産を、買換えた場合に生じた譲渡損失については、一定条件のもと、給与所得など他の所得と損益通算することが可能であり、通算しきれない部分については、翌年以降 3 年間に渡り繰越することができます。

また、買換えの場合でなくとも、売却した居住用不動産にローンの残債が残った場合には、その残債分の譲渡損失を損益通算・繰越控除する制度もあります。

これらの制度については、昨年 12 月末までの措置でしたが、適用期限が **3 年延長**され、平成 21 年 12 月までの譲渡について、適用することができるようになりました。

(7) 事業用資産の買換えた場合等

事業用資産の買換え（交換）の特例のうち、一般に多く利用されている長期（10 年超）所有の土地建物等を売却し、新たに土地建物や機械などに買換えた場合等の課税の特例（売却時に課税されず将来に税金を繰延べる制度）について、適用期限が **2 年延長**され、平成 20 年 12 月までの譲渡について適用することができます。

5. 国際課税

(1) 移転価格税制

移転価格税制（海外の子会社等との取引価格などの適正性を監視する税制）は、近年、課税当局からの指摘も多く、納税者側との間で多々問題となっています。

今回の改正では、租税条約相手国との相互協議中の納税猶予制度の創設、延滞税の免除、事前確認・事前相談など、いわゆる運用面での整備が図られています。

(2) 海外での社会保険料納付

居住者（日本の納税者）が、租税条約のある国の社会保障制度に基づき、保険料を支払った場合は、租税条約の規定に基づき、一定の金額を、その年の所得税の計算上、所得金額から控除されます。海外の社会保険料も所得控除できるようになる、ということですね。これは住民税についても同様に措置されます。

6.電子化促進措置

(1) 電子申告控除（平成 2 0 年 1 月 4 日以降の申告）

平成 1 9 年分又は平成 2 0 年分の確定申告書の提出を、期限内に、電子申告により行なう場合には、一定の要件のもとに、どちらか 1 年に限り、所得税から電子申告控除として、**5, 0 0 0 円が控除**されます。

(2) 書類添付の省略（平成 2 0 年 1 月 4 日以降の申告）

上記電子申告にかかる次の添付書類については、記載事項を入力して送信することで、書類の添付を省略することができます。

- ① 医療費の領収書
- ② 社会保険料控除の証明書
- ③ 小規模企業共済等掛金控除の証明書
- ④ 生命保険料控除の証明書
- ⑤ 地震保険料控除の証明書
- ⑥ 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- ⑦ 特定口座年間取引報告書

ただし、確定申告期限から 3 年間は、上記書類はいつでも提出できるようにしておく必要があります。

(3) 電子署名の省略（平成 1 9 年 1 月 4 日以降の申告）

税理士に電子申告を依頼して行なう場合は、納税者の電子署名及び電子証明書の送信を省略することができます。これは、本年の申告から行なうことができます。是非、ご相談ください。

(4) 源泉徴収票等の電子交付

会社から給与所得者に対する、**源泉徴収票の電子交付に関しては、平成 19 年 1 月 1 日よりできる**ことに、既に決まっております。(給与所得者の承諾が必要、かつ、請求あるときは書面で交付する必要あり)

今回、さらに次の書類が電子交付できるようになりました。(平成 20 年 1 月 1 日以降)

- ・ 公的年金等の源泉徴収票及び支払明細書
- ・ 退職所得の源泉徴収票及び支払明細書
- ・ 配当等とみなす金額に関する支払通知書 (自己株式買取りの場合など) 他

(5) 源泉徴収関係書類の電子提出 (平成 19 年 7 月 1 日以降の提出)

会社が税務署長の承認を受けることにより、給与所得者は、次の書類を会社に対し、電子提出することができるようになりました。

- ① 扶養控除等申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除等申告書
- ③ 配偶者特別控除申告書
- ④ 保険料控除申告書
- ⑤ 退職所得の受給に関する申告書
- ⑥ 公的年金等の受給者の扶養控除等申告書

(6) 電子納税証明書 (平成 20 年 1 月 4 日以降の請求)

電子申告をした者が、申請等の日付、名称、送信内容等の請求を行なった場合は、税務署長は、その証明を電子署名付きで送り返す制度が設けられます。

(7) コンビニ等での納付が可能に (平成 20 年 1 月 4 日以降)

国税の納付について、国税庁長官が指定する納付受託者に納付を委託することができるようになります。想定しているのは、納税者の利便性を考え、コンビニなどで納付ができるようにすることです。

(8) オンライン登記申請の税額控除 (平成 20 年 1 月～平成 21 年 12 月)

次の登記のオンライン登記申請を行なった場合は、登録免許税が 10% (5,000 円限度) 減額されます。

- ① 不動産登記：所有権の保存登記・移転登記、抵当権の設定登記
- ② 株式会社、合名会社、合資会社等の設立登記

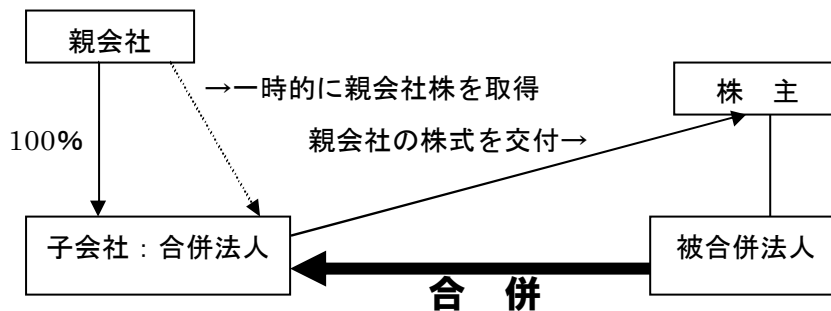
7.その他

(1) 所得税の寄付金控除

寄付金控除の限度額が、総所得金額の 30% から 40% に引き上げられます。

(2) 三角合併関連

会社法の施行により、合併対価が柔軟化され、親会社の株式を用いた三角合併が可能になりました。



これにより、親会社は 100%子会社の関係を維持したまま、他の会社を吸収合併したり、完全子会社にしたりすることができます。

ただし、この制度は会社法施行後 1 年間は凍結されていました。外国法人による買収に備えるため、また、税制の整備のための準備期間ということでした。

今回の税制改正において、この三角合併の課税繰延要件が整理されました。

①課税繰延が可能になる（平成 19 年 5 月 1 日以降の合併に適用）

被合併法人の株主は、旧株式が消滅し、新たに合併法人の親会社の株式を取得することになります。この場合、旧株式は譲渡という扱いになり、譲渡所得課税の問題が出てきます。この合併が、税法の適格合併に該当する場合には、この譲渡所得は繰り延べられ、課税は発生しません。

今回、**三角合併の場合においては、合併法人の 100%親会社の株式のみを交付する場合は、適格合併となり、課税の繰延が可能**ということになりました。これは、親会社が外国法人であっても適用されます。

②非居住者、外国法人は課税繰り延べ不可（平成 19 年 5 月 1 日以降の合併に適用）

合併等の際に、非居住者・外国法人が被合併法人の株主で、外国親会社の株式の交付を受ける場合は、課税繰り延べできず、旧株の譲渡益に課税されることになりました。

③タックス・ハイブン会社の株式を用いた三角合併は非適格

(平成 19 年 10 月 1 日以降の合併に適用)

軽課税国に所在する、実体のない外国親会社の株式を対価とする三角合併が行なわれた場合、合併法人にも事業の実体が認められない場合は、非適格合併となります。したがって、この場合には、旧株の譲渡益に課税されることとなります。

タックス・ハイブン（軽課税国）を活用した、三角合併による税逃れは認めない、ということです。

④タックス・ハイブン親会社等に留保された所得は合算課税

(平成 19 年 10 月 1 日以降の支配に適用)

少数の株主グループにより支配される国内の法人の株主が、組織再編等により、軽課税国に所在する実体のない外国法人を通じて、その国内の法人を支配することとなった場合は、その外国法人（その外国子会社含む）に留保した金額は、国内の法人の所得に合算して課税することになりました。

(3) ファイナンス・リース関連

平成 20 年 4 月 1 日以降に締結するリース契約について、リース期間終了後に所有権が移転しない「所有権移転外ファイナンス・リース取引」は、売買取引とみなすこととなります。この場合の償却方法は、償却期間をリース期間とし、残存価額をゼロとする定額法となります。

(4) 通訳の報酬も源泉徴収対象に

平成 19 年 7 月 1 日以後に支払われる通訳の報酬・料金は、源泉徴収及び支払調書の対象となる報酬・料金等の範囲に追加されることになりました。

通訳の場合は、おそらく 10%の源泉徴収をすることになると考えられます。

8. 今後の検討事項

今回の税制改正大綱には入りませんでした。今後検討すべき事項としていくつか上げられています。その中から、特に皆様に関連する項目を紹介します。

- 環境税**について、様々な観点から総合的に検討していくとのことです。
- 税制面において少子化対策に取り組む**ことが重要な課題です。このため、**扶養控除のあり方**を検討すると共に、少子化対策のための財源確保について、税制の抜本的・一体的改革の中で検討していくこととなります。
- 生損保控除**について、従来の制度目的が達成されている等の観点から、制度のあり方自体を抜本的に見直していくとのことです。（廃止の方向か？）
- 介護費用にかかる税制上の措置**について、税制の抜本改革における特別な人的控除の見直しの中で、具体的な検討をしていくとのことです。（扶養控除の増額か？）
- 納税者番号制度**については、国民の理解を得ながら、**積極的に**その導入に向けた具体的な検討を進めていくとのことです。（どうしてもやりたそうですね。）
- 中小企業の事業承継**について、その円滑化を支援するための枠組みを、総合的に検討するとのこと。**特に非上場株式の税制面の措置**について、相続・贈与税制全体のあり方とともに、幅広く検討していくとのことです。（評価減されるか？）
- 長期保有土地等の買換え特例**については、期限が到来する平成 20 年末までに見直しをすることです。（廃止の方向か？）
- 公益法人制度改革**については、平成 20 年中に予定される新制度施行までの間に、それに対応した税制上の措置を講ずることです。
- 自動車関係諸税**については、税制の簡素化を念頭に総合的に検討すること。
- 個人住民税**は、**均等割りについて標準税率を引き上げる方向**で検討すること。

その他にもあるが省略。 ()内：北岡コメント

以上、細かい改正はまだまだいろいろあるのですが、皆様に関連しそうなところに絞ってまとめてみました。

ご質問等あれば、遠慮なくお電話・メール等ください。

北岡・後藤・八木

※この原稿は平成 18 年 1 月 26 日現在までに判明している税制改正大綱等を基に作成しております。税制改正法案の成立は 3 月末と見込まれますが、改正案の修正がされる可能性もありますのでご了承下さい。